

健生食監発 0105 第 2 号

医薬監麻発 0105 第 1 号

令和 8 年 1 月 5 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」
の一部改正について

今般、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」(令和 6 年 5 月 31 日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合)において示された「情報提供のDX化」への対応として、健康被害の情報提供を行うことができる機能を食品衛生申請等システムに追加する改修を行っているところ。

このシステム改修に先立ち、情報提供票の様式の見直しを行うため、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」(令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知)の別紙様式を別添 1 のとおりとし、また、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」の一部を別添 2 新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 2 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、関係者への周知及び適切な対応をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。